エアゾール缶などによる火災・事故をなくそう

エアゾール缶などによる火災は過去10年間で1,516件発生しています。

エアゾール缶などを廃棄する際に、缶に穴を開けることが原因で起こる火災が最も多く、「穴開け」で平成28年に36件発生し、過去10年間で256件となっています。

近くで使用していたガスこんろの炎などが、噴出した残存ガスに引火し出火します。

●近年発生したエアゾール缶などに起因する火災・事故事例

事例1 石油ファンヒーターの温風吹き出し口付近にエアゾール缶(殺虫剤)を置いていたため、エアゾール缶が熱せられて内圧が上昇し破裂。石油ファンヒーターの炎が、漏れたガスに引火し出火した。
(平成28年2月)

事例2 使用中のガスこんろの近くで、殺虫剤のスプレーを噴射したところ、ガスこんろの炎に引火し、炎が燃え上がり、自分の髪の毛が少し燃え、息苦しさを訴えた。
(平成28年6月)

●エアゾール缶などの火災・事故を防ぐための対策

①エアゾール缶には、ＬＰＧなどの可燃性ガスが噴射剤として使われている製品が多いため、使用前に必ず製品に記載されている注意書きを確認する(本来の用途以外に使用しない)
②やむを得ず使い切らずに捨てるときは、火気のない通気性の良い屋外で、残存ガスがなくなるまで噴射し廃棄する
③必ず中身を使い切り、各市区町村が指定するごみの分別を守って廃棄する
④厨房器具・暖房器具付近の高温となる場所や、直射日光と湿気を避けて保管し、厨房器具・暖房器具などの付近では使用しない

問多摩消防署予防課☎(375)0119

多摩市のエアゾール缶などの廃棄方法

●有料指定袋に入れないで！

必ず中身を使い切り、専用集積所のある集合住宅では、みどり色の有害性ごみ容器に入れてください。一戸建て住宅や専用集積所のない集合住宅では、透明か半透明の袋に入れて、燃やせないごみとは分けて出してください。その際、缶に穴を開けないでください。

問エコプラザ多摩内ごみ対策課☎(338)6836

▲有害性ごみ容器

スポーツ

第4回ニュースポーツ体験教室

▽日時 12月2日㈯午前9時30分～11時30分
▽場所 総合体育館第2スポーツホール
※当日直接会場へ
▽種目 ネオホッケー・ネオテニス
▽持ち物 室内用運動靴(サンダル・スリッパ不可)・タオル・飲み物
※運動できる服装で(スカート・デニム不可)
▽指導・運営 多摩市スポーツ推進委員協議会
問スポーツ振興課☎(338)6954

障がい者スポーツ体験教室

障がい者スポーツ指導員の資格を持つ東京ヴェルディの講師が教えてくれます。
▽日時・内容 12月5日㈫午後2時～4時＝ダンス
▽場所 総合体育館第1会議室
▽対象 小学生以上の市内在住・在勤・在学者
▽定員 20人程度(先着順。当日直接会場へ)
▽持ち物 タオル・水筒・室内履き
※運動できる服装で
※詳細は公式ホームページ参照
問スポーツ振興課☎(338)6954

はたらく

多摩商工会議所からのお知らせ～年末調整説明会～

平成30年分以後の所得税から、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われます。
▽日時 11月28日㈫午後2時～3時30分
▽説明者 日野税務署から送付された年末調整関係書類担当指導官
▽持ち物 日野税務署源泉税担当指導官
申問・場所 多摩商工会議所(関戸1－1－5)☎(375)1211、HPhttp://www.tamacci.or.jp/

官公署だより

水道局をかたった詐欺に注意してください

近隣市で、水道局をかたり集金や検査の支払いを請求する事件が発生しています。
水道局で実施している「東京水道あんしん診断」は、金銭の要求、浄水器などの水道器具の販売・あっせんをすることは一切ありません。必ず事前に通知文を投函し、制服とネームプレートを着用して訪問します。不審な訪問があった場合には水道局にご連絡ください。

問東京都水道局東京水道あんしん診断相談室☎0422(580)1333

アクアブルー多摩プール臨時休業のお知らせ

11月26日㈰は多摩市民水泳大会開催のため、プールは終日一般利用できません。※大会観戦は可問アクアブルー多摩☎(338)7667

12月の相談室

秘密は守られます。お気軽にどうぞ。(無料)

＊場所はいずれも市役所1階市民相談室。受け付けは、月～金曜日午前8時30分から

■法律相談(1週間前から電話予約)
▽日程 毎週月・火・木曜日(祝日・第5週を除く)
▽内容 相続・金銭貸借(クレジット・サラ金など)・離婚などの民事全般
※相談時間は週・曜日により異なります

■税務相談(1週間前から電話予約)
▽日時 12月5日・19日・26日各火曜日午後1時30分～4時、12日㈫午前9時30分～正午

■人権・身の上相談(電話予約)
▽日時 12月7日・21日各木曜日午前9時30分～正午、14日・28日各木曜日午後1時30分～4時
※第2木曜日は子どものいじめに関する相談にも応じます

■交通事故相談(電話予約)
▽日時 12月7日㈭午後1時30分～4時

■行政相談(電話予約)
▽日時 12月21日㈭午後1時30分～4時

■不動産取引相談(電話予約)
▽日時 12月25日㈪午後1時30分～4時

■不動産の相続・贈与等の登記相談(電話予約)
▽日時 12月12日㈫午後1時30分～4時、26日㈫午前9時30分～正午

■相続・遺言等くらしの書類作成相談(電話予約)
▽日時 12月11日㈪午後1時30分～4時、25日㈪午前9時30分～正午

■年金・社会保険・労務相談(電話予約)
▽日時 12月28日㈭午後1時30分～4時

■心のテレホンサービス☎(338)6818(専用ダイヤル)
▽日時 毎週金曜日(祝日を除く)午後1時30分～4時

▼問合せ 秘書広報課市民相談係☎(338)6806

■子どもと家庭に関する総合相談☎(355)3777
▽日時 月～土曜日(祝日を除く)午前9時～午後6時
▽場所 子育て総合センター「たまっこ」
※虐待に関する相談にも応じます。面接は要事前予約
▼問合せ 子育て総合センター「たまっこ」☎(355)3833

■子どもの発達に関する総合相談
▽日時 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時
▽場所 発達支援室(諏訪複合教育施設「かけはし」2階)
▼問合せ 障害福祉課発達支援室☎(374)2717

■教育相談☎(372)1030
▽日時 月～土曜日午前10時～正午、午後1時～5時

■就学・転学相談☎(372)2050
▽日時 月～金曜日、第2・4土曜日午前10時～正午、午後1時～5時
▽場所 教育センター相談室(諏訪複合教育施設「かけはし」内)

■電話教育相談☎(372)2000
▽日時 月～金曜日午前10時～正午、午後1時～5時

■子どもインターネット・携帯相談☎(372)1038
▽日時 水・金曜日午後1時～5時

▼問合せ 教育センター☎(372)1010

■障がい者の就労相談(電話予約)
▽日時 月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後6時、第1・3土曜日午前10時～午後5時
▽場所 障がい者就労支援センター(健康センター4階)

▼問合せ マルシェたま☎(311)2324

■障がい者の総合相談
●地域活動支援センター「のーま」
▽日時 月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後6時、第1・3土曜日午前10時～午後5時
▽場所 健康センター4階

▼問合せ マルシェたま☎(311)2300

●地域活動支援センター「あんど」
▽日時 月～土曜日(第2土曜日・祝日を除く)午前8時30分～午後5時
▽場所 総合福祉センター3階

▼問合せ 多摩市社会福祉協議会センター係☎(356)0307

■国民健康保険税休日納税相談
▽日時 12月23日㈷午前9時～午後5時
▽場所 市役所1階保険年金課
※地下玄関からお入りください

▼問合せ 保険年金課保険税担当☎(338)6840

■総合オンブズマンによる苦情相談
▽場所 市役所4階オンブズマン事務局

▼問合せ オンブズマン事務局☎(338)6809

■就職相談☎(375)0951
▽日時 月～金曜日午前9時～午後5時
▽場所 ハローワーク府中永山ワークプラザ(ベルブ)

▼問合せ 経済観光課商工観光担当☎(338)6830

■消費生活相談
▽日時 月～金曜日、第1・3土曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時(第1・3木曜日、祝日を除く)
▽場所 消費生活センター消費者相談室(ベルブ)

▼問合せ 消費者相談室☎(374)9595

■犯罪被害者などの相談窓口
▽日時 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時
▽場所 平和・人権課(ヴィータ)

▼問合せ 平和・人権課☎(338)6914

■ひとり親家庭相談(電話予約)
▽日時 月～金曜日午前9時～午後4時30分
▽場所 市役所2階子育て支援課

▼問合せ 子育て支援課☎(338)6833

■外国人のための生活相談室(電話予約)
▽日時 第1・3木曜日午後1時30分～4時30分
▽場所 多摩市国際交流センター(ヴィータ)

▼問合せ 多摩市国際交流センター☎(355)2118

＊場所はいずれもTAMA女性センター相談室(ヴィータ)

■女性を取り巻く悩みなんでも相談

●面接相談(電話予約)
▽日時 火・金曜日午前9時30分～午後0時30分、土曜日午後1時30分～4時30分

●電話相談☎(355)2111(相談時間は30分程度)
▽日時 木曜日午前10時～午後1時、1時30分～4時30分

■女性のための法律相談(電話予約)
▽日時 第3水曜日午前9時30分～正午

■女性のための私のキャリアデザイン相談(電話予約)
▽日時 第3日曜日午後1時～4時45分

▼問合せ TAMA女性センター☎(355)2110

■弁護士によるふくし法律相談(電話予約)
▽日時 毎月第3木曜日午後1時30分～3時30分
▽場所 総合福祉センター
▽対象 高齢者・障がい者とその家族

▼問合せ 多摩市社会福祉協議会・権利擁護センター☎(373)5677

※申＝申し込み先・方法など 問＝問い合わせ先 HP＝ホームページアドレス FAX＝ファクシミリ番号 ✉＝Eメールアドレス
…費用の記載のないものは無料。各施設によって休館日・受付時間が異なります。各記事の詳細はお問い合わせください…